事 務 連 絡 令和4年2月15日

都道府県 各 指定都市 中 核 市

介護保険担当主管部(局) 御中

都道府県 市 町 村 特 別 区

衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室 厚生労働省老健局認知症施策·地域介護推進課 厚生労働省老健局認知症施策·地域介護推進課 厚生労働省老健局認知症施策·地域介護推進課

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(追加接種)に係る 実施の徹底と進捗状況の実態調査への依頼について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、「高齢者施設等の入所者及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(追加接種)の進捗状況の速やかな実施について」(令和4年1月28日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室ほか連名事務連絡)にて、高齢者施設等における速やかな追加接種の実施についてお願いしているところですが、発症予防・重症化予防の観点から高齢者施設等の入所者等への追加接種は極めて重要です。

つきましては、衛生主管部局及び介護保険担当主管部局が連携いただき、下記の対応をお願い致します。

記

1. 追加接種の実施の徹底について

各自治体におかれましては、高齢者施設等と密接に連携し、高齢者施設等の入所者等への接種体制を構築頂いているところではありますが、高齢者施設等でのクラスターが多数発生しているといった現下の感染状況を踏まえ、希望する方への2月末までの追加接種を確実に完了頂けるよう最大限の努力をお願いいたします。2月末までに追加接種を完了することが困難な高齢者施設等がある場合は、個別に連携し、1つでも多くの高齢者施設等において追加接種が可及的速やかに完了するよう最大限の支援をして頂くようお願いいたします。

2. 接種券及び使用するワクチン等について

追加接種の実施時までに市町村から接種券が接種対象者に到達していない場合であって

も追加接種は可能です。ついては、追加接種の際に、対象者に接種券が到達していなくとも、 追加接種が滞りなく実施されるよう、事務運用がなされるようお願いいたします。

追加接種には、ファイザー社ワクチンと武田/モデルナ社ワクチンのいずれも使用可能であり、武田/モデルナ社ワクチンの積極的な活用をお願いいたします。

3. 高齢者施設等における追加接種の進捗状況の実態調査への協力について

2月末までに、全ての高齢者施設等において、入所者等への追加接種の完了する見込みであることを確認するために、高齢者施設等における入所者等への追加接種の実施見込みに関して、2月14日から進捗状況の実態を調査させて頂いております。

別添のとおり調査票を作成しておりますので、下記要領に従って、ご回答頂けますよう徹底をお願いいたします。

なお、高齢者施設への追加接種に関しては、衛生主管部局と介護保険担当主管部局が連携して実施して頂いているところではありますが、調査の実施に当たり、両部局が必要な情報を共有するなどの連携の下、本調査へご対応頂くようお願いいたします。

短期間での調査をお願いしておりますが、都道府県においては、必ずしも全ての市町村からの回答が出そろうのを待たず、一旦は必ず回答期限までに市町村からの回答を国に対して提出いただくようお願いいたします。この際、国において集計を行うため、都道府県における集計はせずにご提出いただきますようお願いいたします。